

# 道路に面した危険なブロック塀等の 安全対策を支援します

R8.4.1改訂版

平成30年6月18日に発生した大阪府北部の地震では、コンクリートブロック塀等の倒壊により、児童を含む二人が死亡する事故が発生しました。

杉並区では、倒壊の危険があるブロック塀等の安全対策のため、道路に面した一定の要件に該当するブロック塀等の撤去及びそれに伴う軽量フェンス等の新設に要する費用の一部を助成しています。

令和8年度内申請受付対象

**令和9年2月26日までに  
完了報告ができるもの**

※工事契約前に申請手続きが必要です。  
※4月1日から翌年の3月31日が1年度となります。

**1月以降は交付申請及び完了報告が混み合います。円滑に手続きが行えるよう早めの交付申請及び完了報告の提出をお願いします。**

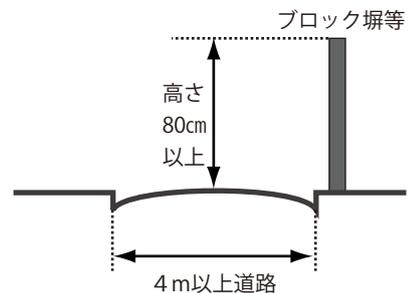
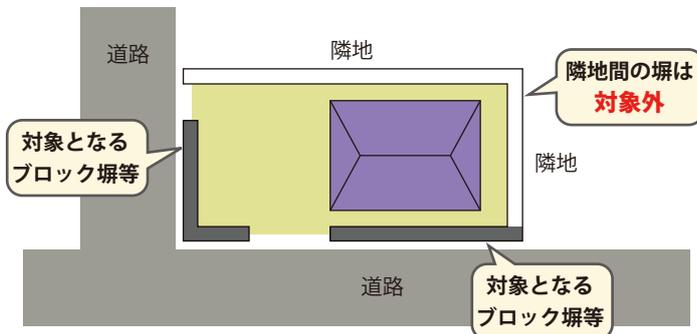


## 助成対象となるブロック塀等



下記の全てを満たすものが対象となります。

- 建築基準法に規定される幅員4m以上の区内道路に面するもの
- コンクリートブロック塀、組積造の塀、万年塀等で、安全性の確認ができないと区が判断したもの
- 道路面からブロック塀等の頂部までを計測した高さが80cm以上のもの



## 助成対象となる工事



- 対象となるブロック塀等について、原則**全て撤去する工事（基礎を含む）**
- ブロック塀等を撤去した範囲内で、**軽量フェンス等を新設する工事**

※ 軽量フェンス等の新設には、付随する高さ80cm未満のコンクリートブロック塀の新設を含むことができます。  
※ すでに撤去及び新設工事の契約をしているもの、すでに撤去及び新設工事を実施しているものは申請できません。  
※ 造成工事や建物の解体、新築、建て替えに伴って、又は売買を目的に行う撤去及び新設工事の申請はできません。  
※ 同じ敷地内で助成金を受けることができるのは1度だけです。工事を複数に分けたり、撤去と新設を分けて申請はできません。

# 助成対象者



- 個人所有の場合 ブロック塀等の所有者（原則的に建物所有者、建物がない場合は土地所有者）または管理者  
住民税（お住いの地域により、都道府県民税及び区市町村民税）を滞納していないこと
- 区分所有で管理組合がある場合 区分所有者の集会の決議により選任された方（例：分譲マンションであれば管理組合の代表）  
区分所有者の集会の決議によりブロック塀等の撤去工事または撤去及び新設工事について過半の承諾を得ていること
- 法人所有の場合 法人の代表（管理者として法人が申請者となる場合も同様）  
法人住民税を滞納していないこと

※1申請につき、上記に該当する者1名が申請者となります。

※申請者以外に建物所有者（管理組合がある場合はその区分所有者を除く）がいる場合、申請者を代表者とする旨の承諾が必要になります。

※申請者以外に土地所有者（管理組合がある場合はその区分所有者を除く）がいる場合、工事实施の旨の承諾が必要になります。

# 安全性チェックリスト



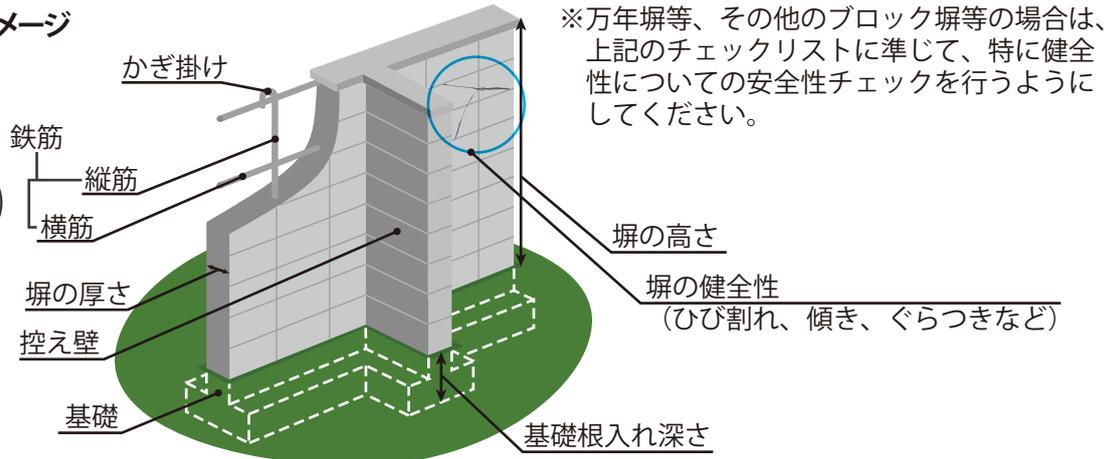
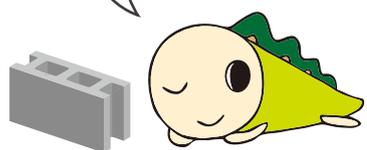
下記のチェックリストに1つでもチェックが入らない項目があった場合に、安全性の確認ができないブロック塀等として扱います。

申請を予定される方はこのチェックリストに沿って申請予定のブロック塀等の安全性を確認してください。

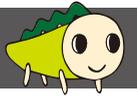
安全性の確認項目		コンクリートブロック塀の場合	組積造（れんが塀、石積造塀等）の場合
1	塀の高さ	<input type="checkbox"/> 地盤から2.2m以下である。	<input type="checkbox"/> 地盤から1.2m以下である。
2	塀の厚さ	<input type="checkbox"/> 10cm以上である。（塀の高さが2m超2.2m以下の場合は、15cm以上である。）	<input type="checkbox"/> 壁頂までの垂直距離の1/10以上である。
3	控え壁	<input type="checkbox"/> 【塀の高さが1.2m超の場合のみ】 塀の長さが3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁がある。	<input type="checkbox"/> 塀の長さが4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁がある。
4	基礎	<input type="checkbox"/> コンクリートの基礎がある。	<input type="checkbox"/> コンクリートの基礎がある。
5	塀の健全性	<input type="checkbox"/> 塀に傾きやひび割れやぐらつきがない。	<input type="checkbox"/> 塀に傾きやひび割れやぐらつきがない。
【以下の項目は、項目1～5の全てにチェックが入る場合のみ回答】			
6	鉄筋 基礎の根入れ深さ	<input type="checkbox"/> 本項目の基準を確認できる図面がある。	<input type="checkbox"/> 本項目の基準を確認できる図面がある。
		【以下は、図面がある場合のみ回答】	
		<input type="checkbox"/> 塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされている。	<input type="checkbox"/> 基礎の根入れ深さが20cm以上である。
		<input type="checkbox"/> 【塀の高さが1.2m超の場合のみ】 基礎の根入れ深さが30cm以上である。	

## ●コンクリートブロック塀のイメージ

安全性の確認ができない部分の写真を撮って申請の時に提出してね



# 手続きの流れ





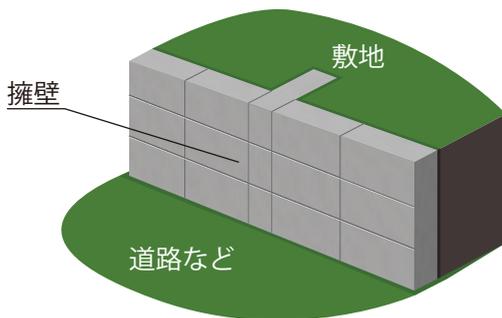
**撤去工事は全部撤去しないと助成を受けられないのでしょうか。**

申請範囲とする対象塀について、原則基礎を含めて全部撤去を求めます。例外として、既存のブロック塀等を道路面から80cm未満の高さにする部分的な撤去工事については、安全性の改善が見込まれると判断できる場合は、撤去工事のみ助成の対象となります。

**擁壁（土留め）とはどういったものですか。**

擁壁（土留め）とは、一般に、道路と敷地の間などで高低差がある場合に、その間で、土などの流出を防ぐために設置する工作物のことです。

**本助成制度では、擁壁は助成対象外です。  
擁壁等安全対策助成制度（建築課）へ  
ご相談ください。**



**ブロック塀等の一部が擁壁（土留め）を兼ねる時はどういった判断となりますか。**

擁壁がある場合は、まずは建築課の擁壁等安全対策助成制度へご相談ください。

擁壁の高さが小規模の場合は、ブロック塀等の基礎の立ち上がり部分の土留めと判断し、助成対象に含めることができる場合があります。ただし、塀の部分がなく土留めは、助成対象外です。

**塀と一緒に樹木の撤去をしたいのですが助成の対象になりますか。**

樹木についての工事は対象となりません。

ブロック塀等に付随している部分の撤去及び新設（門柱・門扉・郵便受け・インターフォンなど）も対象外です。

その他、現状復旧を超える装飾等に係る費用や申請に係る対応手間の費用なども対象外となるため、申請者の実費負担となります。

**ブロック塀等の一部が擁壁を兼ねている時、塀部分のみを撤去する場合、助成は受けられますか。**

ブロック塀等の部分のみを全撤去することで、安全性の改善が見込まれると判断できるのであれば、既存の擁壁が残る場合でも、撤去工事のみを助成の対象とできる場合があります。

**狭い道路ではないのですが、塀の面している道路について、必要とされている道路幅員より狭い場合は助成を受けられますか。**

対象の道路で、現在の幅員が4m以上であれば、ブロック塀等の撤去の助成は可能です。

軽量フェンスの新設の助成に関しては、その道路に設定されている認定及び指定の幅員を満たす位置での設置をしていただく必要があります。

**名義上の所有者が亡くなっている場合はどのように申請すればいいですか。**

名義上の所有者が故人であることを証する書類及びその故人の相続人を確認できる戸籍情報や法定相続情報一覧図などを提出してください。相続人が複数の場合、どなたか1名が申請者となり、申請者以外の相続人からの承諾書を提出してください。

**鉄筋コンクリート造の塀の撤去について、助成は受けられますか。**

本助成制度の対象としているブロック塀等とは、コンクリートブロック造や、れんが・大谷石などの組積造の塀、万年塀のことです。鉄筋コンクリート造の塀ほか、木塀やフェンスなどは対象外です。

**事前相談票を提出して現場調査を受けた場合、申請はしなければいけませんか。**

現場調査だけを受けていただいても構いません。ただし、相当の期間をおいて申請をお考えになる場合は、改めて現場調査からやり直しさせていただく場合があります。

**工事の施工業者に指定はありますか。**

ブロック塀等の施工業者に指定はありません。依頼する施工業者に当てがない場合、当該助成制度について把握している工事業者のリストをお渡しできます。（推奨を意図したものではありません。）



# 助成額

区内の道路に面するブロック塀等の分類		工事種別	助成割合 (ア)	限度額 (イ)
助成額	①幅員4m以上の <b>通学路</b> に面するもの	撤去	撤去費用の2/3 <sup>※1</sup>	50万円
	②指定された <b>避難路</b> に面するもの <small>※図1参照</small>	撤去及び新設	撤去費用の2/3 <sup>※1</sup> と 新設費用の2/3の合計	100万円
	①、②以外の幅員4m以上の道路に 面するもの	撤去	撤去費用の2/3 <sup>※1</sup>	50万円
		撤去及び新設	撤去費用の2/3 <sup>※1</sup> と 新設費用の2/3の合計	50万円

● 助成額の上限は、上表(ア)欄と(イ)欄の額のうち低い方の額です。(1,000円未満切り捨て)  
 ※1 いずれも撤去費用の助成額については、算定単価28,000円/mを超えない額を上限とします。

## その他ブロック塀等関連助成

- **狭あい道路のブロック塀等の安全対策に関する建替え助成 (狭あい道路整備課)**  
 ブロック塀等の面している道路が狭あい道路 (建築基準法第42条第2項に該当する幅4m未満の道路) の場合、拡幅することを条件に助成制度があります。詳しくは、狭あい道路整備課狭あい道路整備推進係にご相談ください。
- **接道部緑化助成 (みどり公園課)**  
 ブロック塀等を撤去した後、道路沿いに生けがき・植え込み等を作る場合、緑化費用の一部を助成します。詳しくは、みどり公園課計画・事業グループにご相談ください。
- **擁壁等安全対策助成 (建築課)**  
 擁壁となっている場合は、ブロック塀等の部分の有無に関わらず、擁壁の築造に関する助成制度があります。詳しくは、建築課建築企画係にご相談ください。(令和10年度までの時限施行)

杉並区長宛

年 月 日

ブロック塀等安全対策支援事前相談票

フリガナ			
所有者名			
所有者住所	(郵便番号 - )		
所有者電話番号			
日中対応できる連絡先	氏名	電話番号	所有者との関係

下記のブロック塀等について、ブロック塀等安全対策支援事業助成金交付要綱に基づく事前相談票を提出します。

★ ★ ★

対象となるブロック塀等の状況 - 記 -

所在地	杉並区	丁目	番	号
塀の種類	コンクリートブロック塀・れんが塀・石積塀・万年塀 その他 ( )			
高さ60cm超えの土留め	有・無	住民税の滞納	有	無
道路幅4m以上の道路沿いに面する塀ですか。	はい・いいえ・わからない			
過去同敷地で類似のブロック塀等の助成を受けたことはありますか。	はい ・ いいえ			

図1. 道路種別路線図 路線に変更があった場合、最新のものによります。



※詳しくは区ホームページをご覧ください。

杉並区都市整備部市街地整備課耐震改修担当  
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1

TEL 03-3312-2111(代表)  
FAX 03-3312-2907

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/s095/1855.html>



# 提出書類について



## 交付申請時に提出する書類 個人所有の場合

- ブロック塀等安全対策支援助成金交付申請書\*
- 委任状\* ※第三者に申請手続きを委任される場合に必要
- 誓約書\*
- 付近見取り図
- ブロック塀等の安全性チェックリスト\*
- ブロック塀等の現況写真  
※全景及び延長・高さがわかるもの、安全性が確認できない箇所がわかるもの
- ブロック塀等の撤去図
- 軽量フェンス等の新設計画図 ※1
- 軽量フェンス等のカタログ（写） ※1
- ブロック塀等の所有者であることがわかる書類 及び
- ブロック塀等の存する土地の所有者がわかる書類  
（固定資産税納税通知書 & 課税明細書（写）  
※所有者名が省略されている場合（所有者3名以上）は所有者確認書類として不足又は登記事項証明書（□建物 □土地）など）
- 代表者承諾書\* ※申請者以外に建物所有者がいる場合のみ
- 土地使用承諾書\* ※申請者以外に土地所有者がいる場合のみ
- 公図
- ブロック塀等の撤去工事の見積書（写）
- 軽量フェンス等の新設工事の見積書（写） ※1
- ブロック塀等安全対策支援申請額内訳書\*
- 申請者の住民税の納税に滞納がないことを証する書類  
（住民税(個人)納税証明書、非課税対象者の場合は非課税証明書）

## 完了報告時に提出する書類

- ブロック塀等安全対策支援工事完了報告書\*
  - 撤去・新設工事の契約書（写）
  - 工事の支払いを証する書類（写） ※領収書など
  - 撤去前の写真
  - 撤去工事中的写真 ※基礎の有無が確認できる写真など
  - 撤去後の写真 ※基礎まで全て撤去したことが分かる写真
  - 新設工事中的写真 ※1  
※基礎等の鉄筋配筋状況や根入れ深さなど、  
図面通りの計画であることが分かる写真
  - 新設工事完了後の写真 ※1  
※全景及び延長・高さがわかるもの
- 注：写真は全て撮影日・撮影箇所・何の工事中か分かるようにしてください。

## 助成金請求時に提出する書類

- ブロック塀等安全対策支援助成金交付請求書\*  
※申請者の口座名となっている口座を記載  
※工事の請負者に助成金の受取を委任することも可能

\*のついているものは書式を区のホームページからダウンロードできます。  
※1 新設工事を申請する場合のみ、提出してください。

その他、申請の内容に応じて、記載以外の書類が必要となる場合があります。

## 区分所有で管理組合がある場合

- 左記申請提出書類一式 ※原則、管理組合の代表が申請者
- 管理組合の代表が選任された際の議事録（写）
- 工事について区分所有者の承認がわかる議事録（写）
- 管理組約款（写）

住民税納税確認書類の提出は不要  
交付金請求の際の口座名は、管理組合名の口座もしくは、管理組合の代表としての口座名の口座を記載すること

## 法人格として申請者となる場合

- 左記申請提出書類一式 ※原則、法人代表が申請者
- 法人登記簿全部事項証明書
- 住民税（法人）納税証明書
- 消費税仕入税額控除確認書\*

法人代表の個人の住民税納税確認書類の提出は不要  
交付金請求の際の口座名は、法人名の口座もしくは、法人代表としての口座名の口座を記載すること

きりとり  
郵便はがき



料金受取人払郵便



差出有効期間  
令和10年3月  
31日まで  
(切手不要)

166-8701

杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

杉並区役所都市整備部  
市街地整備課耐震改修担当  
（ブロック塀安全対策支援）

行

